

中国における会計基準の 国際的調和化へのアプローチ

孫 美 灵

I は じ め に

資本市場のグローバル化の進展を背景に，ここ数年間各国の会計基準は国際的調和化に向けて大きな進展を見せてきた¹⁾。国際社会において会計基準の新しい枠組みが構築されようとしているが，言うまでもなく会計基準の国際的調和化における最も精力的な推進者は EU やアメリカであり，かかる調和化は先進諸国間の調整と調和であると言っても過言ではないであろう。国際会計基準（International Accounting Standards: IAS /International Financial Reporting Standards: IFRS，本稿では単に IFRS と略称する。）への準拠を容認あるいは義務付けている発展途上国は多数存在するものの，先進諸国のリーダーシップに追随するのが実状であろう。ただし，急速な経済成長と潜在的に巨大な市場を背景とする中国はその他の発展途上国の状況とは若干異なり，国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）にとって無視できない存在となっている。本稿では，もっぱら先進諸国の調和化への動きのみが注目される中，国際会計基準への調和化と先進諸国の会計基準へのキャッチアップが同時に行なわれている中国の姿にスポットを当て，発展途上の中国における調和化の現状とそのアプローチを明らかにすることを目的

1) Deloitte Touche Tohmatsu（以下 DTT とする）の調査によれば，2005 年末現在まで国内のすべての上場企業に IFRS の適用を義務付ける国が 75 カ国，国内の一部の上場企業に IFRS の適用を義務付ける国が 7 カ国，IFRS の適用を容認する国が 24 カ国であった。（<http://iasplus.com/standards/standard.htm> 2006 年 6 月 2 日付による。）

とする。

本稿の次節以下の構成は次のとおりである。第Ⅱ節では、会計基準の国際的調和化における用語の整理、会計基準の国際的調和化が進展する理論的根拠の確認を行う。第Ⅲ節では、中国の会計基準の国際的調和化に向けた今日までの活動について考察する。第Ⅳ節では、国際会計基準の導入における問題点、会計基準の国際的調和化へのアプローチ及び今後の課題について検討する。最後に、第Ⅴ節でまとめを行う。

Ⅱ 会計基準の国際的調和化

国際的調和化についてさまざまな用語が使われているが、論者の中では必ずしも一致した見解に達しているわけではない。ここでは筆者なりの整理を行い、本稿で用いる用語の定義を行うことにしたい。「調和化」、「統一化」、「統合」という用語²⁾は、いずれも会計基準が多種多様な状態から集中の方向へ向うプロセスを指す。調和 (Harmony) は、相違の減少した状態であり、幅のある概念となり、調和化 (Harmonisation) は、統一へ向う過程である (徳賀 [2000] 125-126ページ)。つまり、調和は多様性の存在あるいは国家間の差異を認めるものである。統一 (Uniformity) は、同一または類似と判断される事象に対し会計基準が唯一の会計方法の採用のみを許している状態を指す (徳賀 [2000] 126ページ)。したがって統一は多様性の存在あるいは国家間の差異を認めないものであると考えられる。統合 (Convergence) は、IASB の発足を契機として各論者により盛んに使われた言葉であると言えよう。国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) の時代は「調和化」がキーワードとされ、「各国において現在採用されている多種多様な会計基準及び会計方針を、可能な限り調和化する」(傍点は著者による。)ことが IASC 設立の目的とされたが、IASB へ組織変更後は、「調和化」の代わ

2) 「収斂」、「標準化」、「国際化」のような用語も使われているが、本稿ではこれらの用語を用いないため定義付けを行わないことにする。

りに「統合」という用語が使われるようになった³⁾。この変化は、国際会計基準における弾力性を除去することによって權威性を高めようとするIASBの戦略の現れであると考えられる。こうしたIASBの戦略を念頭に置き、本稿では「統合」を「統一」の意味で用いることにしたい。

次に、会計基準の調和化が進展する理論的根拠について簡単に触れることにしたい。会計は企業の経済的実態（財政状態や経営成績等）を表す言語あるいは技術的記号である。この「言語」の使い方の均一化を実現して、スムーズなコミュニケーションを図ろうとするのが国際会計基準を作成し、各国間の会計情報の比較可能性を高めようとするものである。会計の技術的記号という属性は、こうした会計基準の国際的調和化を必然的なものにする。会計基準の国際的調和化が必要となる社会的要請は、会計情報の提供者側と利用者側の二つの側面から考えることができる。多国籍企業や国際資本市場で資金調達を行う企業にとって、複数の会計基準より国際的に統一した単一の会計基準に基づいて財務諸表を作成するほうがコストが低く、経済合理的である。クロス・ボーダーな会計情報の利用者にとって、単一の会計基準に基づいた会計情報は比較可能性が高く、複数の会計基準について学習するコストも削減できるので、より活発な投資活動を促すことができる。

以上、本稿での検討に必要な範囲内で調和化における用語の整理を行い、調和化が進展する理論的根拠について確認した。注意すべきは、理論上の根拠が必ずしも実現可能性に結びつかないことである。詳細な検討は第Ⅳ節で行うことにする。

3) IASBに組織変更した後、IASC財団の定款の中で当財団の目的は次のように記されている。

(a) 公共の利益のために、高品質の、理解可能で、かつ実行可能な単一の国際的な会計基準を策定すること。その基準は、世界の資本市場参加者及びその他の利用者が適切な経済的意思決定を行うことに役立つように、財務諸表及びその他の財務報告において高品質で、透明で、比較可能な情報を要求する。(b) それらの会計基準の利用と厳格な適用を促進すること、ならびに、(c) 各国の国内会計基準と国際会計基準の高品質の解決策への統合をもたらすこと。(傍点は著者による。)

III 国際会計基準への調和化に向けた中国の活動

中国は、1998年に国際会計士連盟（The International Federation of Accountants：IFAC）及び IASC のメンバーとなり、後に IASB のオブザーバーとなった。また2001年には基準諮問会議（Standards Advisory Council：SAC）に中国のメンバー一人が加わることとなった。2002年11月18日から21日まで、IFAC の第16回世界会計士大会（World Congress of Accountants 2002）が香港で開催され、また2003年10月15日から17日まで、アジア会計士連盟（Confederation of Asian and Pacific Accountants：CAPA）の第16回大会が北京で開催される等、中国は会計基準の先進化及び調和化を図るため精力的な活動を見せてきた。2005年11月7日から8日まで、中国会計準則委員会と IASB による会計基準の統合に関する会議が北京にて行われ、合同声明が交わされた。合同声明の内容は以下になっている。(1) 双方は、質の高い国際会計基準を設定することはグローバルな経済発展のために必要であり、IASB と各国の基準設定団体は会計基準の国際的統合に向けて共に努力を重ねるべきであるという基本的スタンスを確認した。(2) 双方は、中国の会計準則は「関連当事者の開示」、「資産減損の戻入れ」、「政府補助」等の項目において IFRS と部分的相違が存在するものの、すでに公布した20の具体準則の公開草案、今後公布予定の2つの公開草案及び既存の16の具体準則への修正から、IFRS との統合をほぼ実現するに至っていたことに合意した。(3) IASB は、中国の基本準則や一部の基準は特殊性を持つものであり、IASB の基準作りの参考材料となるべきであると述べ、関連当事者についての開示、公正価値評価、同一企業のコントロール下にある企業合併等の会計処理において中国側の今後の協力を求めた。(4) 双方は、今後定期的な交流を通じ、共に会計基準の国際的統合の推進に貢献することに合意した⁹⁾。

4) 合同声明文は以下の中国財政部のホームページより入手した。(http://www.casc.gov.cn/internet/internet/zh/newsreview/zhgkizhzywhgjkjzhzslshhqsllhshm.html)

本節では、基準上の調和化と実務上の調和化という二つの側面から、中国における会計基準の国際的調和化について検討する。基準上の調和化は IFRS をモデルにした基準作りを通じて、実務上の調和化は IFRS の適用を義務付けた B 株市場を軸として議論を展開したい⁵⁾。

1 国際会計基準をモデルにした基準作り

1992年から公布、実施された企業会計準則⁶⁾は、形式的にも内容的にも国際会計基準を強く意識した中で制定されたものである。

1992年に公布された最初の会計準則「企業会計準則—基本準則」は、IFRS の概念フレームワークをモデルとして制定されたものである。その後、30あまりの具体準則に関する公開草案が公布され、1997年から2003年にわたって16の具体準則が続々と公布、実施されるようになった。2005年には新たな20あまりの具体準則の公開草案が公布され、2006年2月15日に「企業会計準則第1号—棚卸資産」等38の具体準則が公布されることとなった。38の具体準則は、一部の修正が施された既存の16の準則と、新しく追加された22の準則で構成されている。これら38の「企業会計準則—具体準則」は2007年1月1日より上場企業の中で実施される予定であり、企業会計準則が適用される企業は「企業会計制度」及び「金融企業会計制度」の適用を受けないと定められた。第1表は、新しく公布された企業会計準則と IFRS を比較したものである。この表から企業会計準則が IFRS に形式上ほぼ近づいていることが確認できる。

具体準則の内容は、一般業務の準則、特殊業務の準則及び報告の準則という三つの部分から構成されている。一般業務の準則は各企業の中で一般的に使われる認識、測定に関する準則を指し、棚卸資産、固定資産、工事契約、リース、

5) DTT の調査では、中国（ここでは中国本土のみを指す）は一部の上場企業に IFRS を義務付ける国に分類され、香港は全ての上場企業に IFRS を適用する地域に分類されている。本稿では、香港市場は検討の対象外とする。

6) 「企業会計準則」の中国の会計規範体制の中での位置付け及び一部の用語に関する追加的な説明は、紙幅の関係上省略し、国際会計基準と密接な関係のある基準のみに焦点を当てて検討することにした。詳細な説明は拙稿の孫 [2004] を参照されたい。

第1表 2006年現在公布済みの企業会計準則と国際会計基準

企業会計準則	国際会計基準
準則—基本準則※	IFRS 第1号 国際財務報告基準の初度適用
準則第1号—棚卸資産	IFRS 第2号 株式報酬
準則第2号—長期持分投資	IFRS 第3号 企業統合
準則第3号—投資不動産	IFRS 第4号 保険契約
準則第4号—固定資産	IFRS 第5号 売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業 ★
準則第5号—生態資産	IFRS 第6号 鉱物資産の探掘と評価
準則第6号—無形資産	IFRS 第7号 金融商品：開示（2007年より適用）
準則第7号—非貨幣性資産の交換 ※	
準則第8号—資産の減損	IAS 第1号 財務諸表の表示
準則第9号—従業員報酬	IAS 第2号 棚卸資産
準則第10号—企業年金基金	IAS 第7号 キャッシュフロー計算書
準則第11号—株式報酬	IAS 第8号 期間純損失、重大な誤謬及び会計方針の変更
準則第12号—債務再編	IAS 第10号 後発事象
準則第13号—偶発事象	IAS 第11号 工事契約
準則第14号—収入	IAS 第12号 法人所得税
準則第15号—工事契約	IAS 第14号 セグメント別報告
準則第16号—政府補助	IAS 第15号 物価変動の影響を反映する情報 ★
準則第17号—借入費用	IAS 第16号 有形固定資産
準則第18号—所得税	IAS 第17号 リース
準則第19号—外貨建取引の換算	IAS 第18号 収益
準則第20号—企業結合	IAS 第19号 従業員給付
準則第21号—リース	IAS 第20号 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示
準則第22号—金融商品の認識と測定	IAS 第21号 外国為替レート変動の影響
準則第23号—金融資産の譲渡	IAS 第23号 借入費用
準則第24号—ヘッジ	IAS 第24号 関連当事者について開示
準則第25号—元保険契約	IAS 第26号 退職給付制度の会計及び報告
準則第26号—再保険契約	IAS 第27号 連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理
準則第27号—石油・天然ガスの探掘	IAS 第28号 関連会社に対する投資の会計処理
準則第28号—会計方針、見積りの変更と誤謬の修正	IAS 第29号 超インフレ経済下における財務報告 ★
準則第29号—貸借対照表の後発事象	IAS 第30号 銀行及び類似する金融機関の財務諸表 ★ における開示（2007年より IFRS 第7号を適用）
準則第31号—キャッシュフロー計算書	IAS 第32号 金融商品：開示及び表示（開示の部分は、2007年より IFRS 第7号を適用）
準則第32号—中間財務報告	IAS 第33号 一株当たり利益
準則第33号—連結財務諸表	IAS 第34号 中間財務報告
準則第34号—一株当たり利益	IAS 第36号 資産の減損
準則第35号—セグメント別報告	IAS 第37号 引当金、偶発債務及び偶発資産
準則第36号—関連当事者についての開示	IAS 第38号 無形資産
準則第37号 金融商品の開示	IAS 第39号 金融商品：認識及び測定
準則第38号—準則の初度適用	IAS 第40号 投資不動産
	IAS 第41号 農業

出所：中華人民共和國財政部「2006」、IASB の HP 及び <http://iasplus.com/standards/standard.htm>。

注1)：※は、準則にあるが、IFRS にはない基準であり、★は IFRS にあるが、準則にはない基準である。

2)：冒頭で IAS と IFRS をまとめて IFRS と表記すると記したが、第2表ではその限りではない。

企業結合等が含まれる。特殊業務の準則は特殊業界における特殊の経済事象の確認、測定に関する準則を指し、石油天然ガスの開発、生物資産、金融商品の確認、認識等が含まれる。報告準則は報告に関する準則を指し、財務諸表の作成、キャッシュフロー計算書、連結財務諸表、中間財務報告、セグメント別報告、関連当事者に関する開示等が含まれる。これらの具体準則は IFRS をモデルにして制定されたものであり、中国国内の現状が許す限り、IFRS に最大限に近づけたものである。例えば、企業会計準則の第14号—収入、第15号—工事契約、第29号—貸借対照表の後発事象、第31号—キャッシュフロー計算書は、それぞれ IAS 第18号収益、第11号工事契約、第10号後発事象、第7号キャッシュフロー計算書と非常に類似している。ただし、第8号—資産の減損、第16号—政府補助、第20号—企業結合、第36号—関連当事者の開示等は中国の現状に基づいた基準となっており、IFRS と相違する部分が存在する。

2 国際会計基準の実験場である B 株市場

中国の株式には A 株、B 株、H 株の三種類がある⁷⁾。B 株は人民幣特殊株⁸⁾または国内外資株と呼ばれるが、上海証券取引所、深圳証券取引所でそれぞれ米ドルと香港ドルで取引される外資建ての株式である⁹⁾。当初、B 株を購入可能な投資家は海外、香港、マカオ、台湾の自然人、法人及びその他の組織、海外で定住する中国人、証券取引委員会が定めたその他のものに限定されていたが、2001年2月より B 株市場の活発化を狙い、中国国内の個人投資家にも開放されるようになった。

B 株というユニークな制度が考案、実施される前、中国が外貨を獲得する

-
- 7) A 株と B 株は中国本土の証券取引所で、H 株は香港証券取引所で上場している株式を指す。同一企業が発行している A 株、B 株の権利は同等である。ただし、B 株の市場需要が A 株より少ないため、B 株の価格は通常 A 株より低い。
- 8) これに対し A 株が人民幣普通株、H 株も B 株と同様に人民幣特殊株と呼ばれる。
- 9) B 株市場は、1992年2月21日に上海真空電子器件株式有限公司が上海証券取引所で、1992年2月28日に深圳南玻集団株式有限公司が深圳証券取引所で上場することによって端を発することになった。

ルートは外資系企業による直接投資、海外からの借入れ及び資本市場で発行する債券のみに頼っており、中国国内の外貨は不足していた。また外貨規制も厳しく、企業が人民元建ての資本金を用いて外貨を購入することが禁止されていた。こうした中、投資貨幣を外貨に限定し、投資家を中国本土以外の個人、組織に限定することで A 株市場と隔離された形で発行される B 株は、企業（主に国有企業）が資本市場での米ドルや香港ドルの調達を通じて外貨不足を解決することを可能にするだけでなく、厳しい外貨規制を避け、また中国国内の外貨が海外に流出することも防止できるという複数のメリットを持ち合せていた。

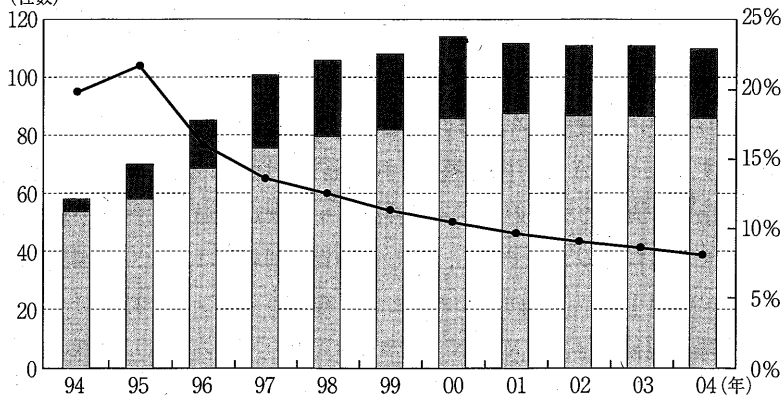
B 株市場の規模は第 2 表及び第 3 表が示すとおりである。A、B 株の両方を同時に発行する企業と B 株のみを発行する企業を合わせた B 株発行企業数は、1994 年の 58 社から 2004 年の 110 社まで増加した。B 株発行企業数が上海、深圳両証券取引所の全上場企業数に占める割合は、1994 年の 19.9% から 2004 年の 8.1% へと減少の傾向を見せている。B 株による資金調達量は 1992 年の 44.09 億元から 1997 年の 80.76 億元まで上昇の一途を辿っていたが、それ以降急激に減少した。B 株による資金調達量が上海、深圳両証券取引所の資金調達総額に占める割合も 1992 年には A 株に匹敵する 46.86% に達していたが、大幅な変動を経て 2004 年には 3.15% の水準に減少した。

以上から B 株市場は発行を開始した当初は盛況ぶりを見せていたが、1997 年のアジア金融危機、後に出てきた H 株市場及び A 株市場の成熟等の環境変化によりその注目度が徐々に下降してきたことがわかる。とはいえ、B 株を発行する企業は中国の会計基準による財務諸表と IFRS による調整表を作成し、それぞれ中国国内の監査法人と海外の Big 4 監査法人の監査を経た会計情報を開示するよう定められているため、B 株市場は中国の国際会計基準の実験場になっていると言っても過言ではない。

以下、先行の諸実証研究のサーベイを通じて、実務上の調和化の現状を考察することにした。

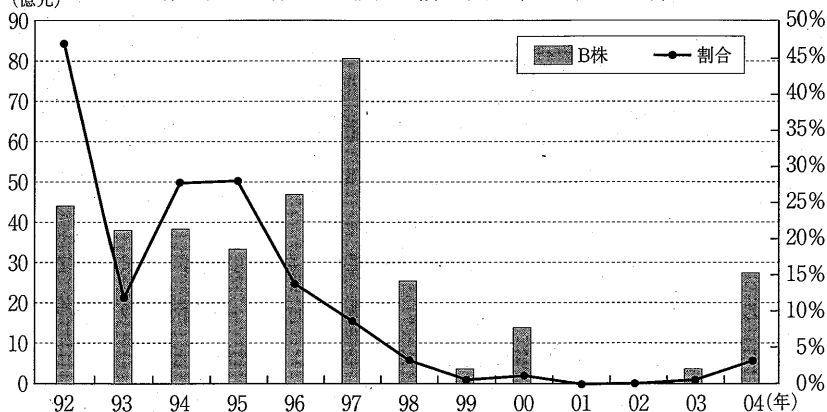
B 株市場における IFRS に基づいた財務情報の価値関連性に関する経験的

(社数) 第2表 B株発行企業数の推移 (1994年-2004年)



出所：中国金融学会編 [2001], [2005], 中国证券监督管理委员会編 [2005] より作成。

(億元) 第3表 B株による調達金額の推移 (1992年-2004年)



出所：中国金融学会編 [2001], [2005] より作成。

研究が多数行われているが、中国の会計基準に基づいた財務情報のほうがIFRSに基づいた財務情報より株価との価値関連性が高いという結論を導いているのがほとんどである。

Lin & Chen [2005] では、1995年から2000年までの期間において、上海証券取引所と深圳証券取引所でA株とB株の両方を発行している企業415社を

サンプルとして、中国の会計基準（Chinese Accounting Standards, 以下 CAS とする。）と IAS に基づいた会計数値の価値関連性を検証した。検証の結果、CAS ベースの利益の方が IAS ベースの利益より、株価、株式のリターンに追加的説明力を持つという結論が出た。かかる結論に対する解釈として、投資家が国際会計基準よりも中国国内の情報開示システムや市場規制により熟知しているなどの理由が挙げられている。同じく CAS ベースの利益が IAS ベースの利益より価値関連性が高いという結論を導いた研究としては、1994年から1999年までの上海証券取引所に上場している B 株発行企業261社をサンプルとした胡丹 [2003] がある。

Chen, Sun & Wang [2002] では、1997年から1999年までの75社の B 株企業をサンプルとして（1997年から1999年までの B 株上場企業は100社強であった。）、国際会計基準への調和化を意識した1998年の会計制度の改革¹⁰⁾が実務上どのような変化をもたらしたのかについて検証がなされた。検証の結果、CAS ベースの利益が IAS ベースの利益より高かった企業の割合は1997年の80%から、1998年の58.67%、1999年の69.34%に変化した。また、CAS ベースの利益が IAS ベースの利益より低かった企業の割合は、1997年の17.33%から、1998年の36%、1999年の25.33%に変化した。CAS ベースの利益と IAS ベースの利益がほぼ一致している企業の割合は、1997年の2.67%、1998年の5.33%、1999年の5.33%に変化した。1999年において CAS と IAS ベースで利益に差異があった割合は94.67%（高い差異と低い差異の合計、69.34% + 25.33% = 94.67%）であり、1997年は97.33%、1998年は94.67%とほとんど変化が生じなかったことから、1998年の会計基準上の調和化が直ちに実務上の調和化として現れなかったことがわかった。これらの差異は、経済インフラの不備、会計操作、低品質の監査によるものであるという解釈が行なわれている。

10) 1998年に新しく改定された会計基準は、貸倒引当金、棚卸資産の評価、持分法、収入の認識等であり、これらは1992年に公布・実施された会計基準を IAS と同等な内容に改定したものであるとされる。詳しくは Chen, Sun & Wang [2002] を参照されたい。

上述の研究と反対の結論を導いた研究はごくわずかではあるが、以下のようなものがある。Bao & Chow [1999] では、1992年から1996年の、上海と深圳の両証券取引所で上場している B 株発行企業213社について検証を行ったところ、IAS ベースの利益の方が CAS ベースの利益より株価に対する説明力が高いという結論を得た。また、Chen, Gul & Su [1999] では、1994年から1997年までの期間において、上海証券取引所で上場している B 株発行企業を対象として検証したところ、CAS ベースの利益が IAS ベースの利益より20～30%高く、CAS ベースの利益を IAS に基づいて調整した結果、15%の企業が黒字から赤字に転落したという結論を導いた。しかし、これらの結果についてはこの二つの先行研究のサンプルの期間が証券市場が形成されて間もない時期であるため、前述した先行研究と異なった結果となった可能性があることを考慮に入れる必要がある。

以上から、実証研究の多くが IFRS より CAS のほうが株価との価値関連性が高いというほぼ一致した理解を得ていることがわかる。ただし、これらの実証研究の結果のみに基づいて、IFRS の適用が不必要であるという結論を導くには不十分であるように思われる。というのは、価値関連性に関する研究が基準設定に有効であるかについて、必ずしも肯定的な見解を得ていないからである¹¹⁾。したがって上述した実証研究は、IFRS の導入を拒否する根拠として理解するには十分でないが、IFRS の早期導入が中国に経済的利益をもたらすという主張を支持するための有力な経験的証拠も現在のところ発見できていないことが確認できた。

11) 基準設定に対し、価値関連性の研究の役割が限定的であるという主張 (Holthausen & Watts [2001]) もあれば、基準設定の主要な焦点は株式投資家であるという反論 (Barth, Beaver & Landsman [2001]) もある (薄井 [2005])。

IV 国際会計基準の導入における問題点、中国のアプローチ及び 今後の課題

中国が国際会計基準を導入するに当たって直面する問題点は、国際会計基準自身に潜む限界と中国国内の経済環境による制約の二つの要因を考慮する必要がある。

1 国際会計基準自身に潜む限界

1) 比較可能性について

経済のグローバル化が進み、各国の経済状態が近づいてくることによって会計基準における調和化の社会的要請が生じたわけであるが、各国の経済的相違が解消されたというわけではない。経済発展の格差はもちろんのこと、たとえ先進諸国の中でもそれぞれの国の歴史的特徴を帯びた会計慣行が存在する。したがって、会計基準が統一されたからと言ってIASBが目指す「比較可能性」¹²⁾が必ずしも高まるとは言えないであろう。なぜならば一国の経済の現状に適合しない基準を用いて測定・開示された財務情報は、実態を歪曲するもしくは本質を見逃す危険性があるからである。例えば、国際会計基準（IAS 第24号）における関連当事者の定義に基づく場合、中国の国有企業（State-owned Enterprises）及び国家持株企業（State-holding Enterprises）は互いに独立し、関連当事者の関係が存在しない場合においても開示の対象となる（劉 [2005]）。多くの国有企業を抱える中国において、国際基準に基づくこうした会計処理は操作不可能であることは言うまでもなく、企業の実態を歪曲することになる。

12) 国際会計基準の概念フレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）では、比較可能性について次のように述べられている。同一企業の財務諸表における期間比較、異なる企業間の財務諸表の比較のため、類似する取引及び事象の測定と表示は、一企業内において、また異なる企業間において一貫した方法で行わなければならない。

2) 統一について

Youn [1997]によれば、会計基準制定においては統一性 (Uniformity)、多様性 (Diversity)、調和化 (Harmonisation) の三つの側面を考慮する必要がある。統一性は会計情報の比較可能性を高めるため「一つの会計事象」に一つの会計処理方法を認める方法であり、多様性は会計情報の表現の忠実性を高めるため「一つの会計事象」に複数の会計処理方法を認める方法である。調和化は互いに衝突し合う統一性と多様性を調整することである。つまり、多様性もたらす負の効果を削減しながら、完全な統一は実現不可能であるため部分的統一を図るものである (Youn [1997] 98ページ)。かかる二つの「一つの会計事象」の中で、前者は各国において同等な性質を持つ経済取引を指し、後者はある程度類似性を持つが各国の経済環境が異なるがゆえに同等な性質を持たない経済取引を指すということを念頭におけば、上記の文書がより理解しやすくなる¹³⁾。会計基準における国際的統一を実現するためには、会計基準が写し出そうとする各国の経済実態が統一されなければならない。すくなくとも統一されたグローバルな資本市場が必要であろう。しかし、そのようなものはまだ現実のものにはなっていない。したがって IASB が現実的に達成可能な目標は「統一」ではなく、「調和」あるいは「部分的統一」であると思われる。冒頭で会計は企業の経済的実態を表す言語であると述べたが、IASB は世界共通の唯一の言語の構築を目指す (理論上はもっとも理想的な状態であるが) より、世界各国のローカルな言語 (自国の会計基準) の存続を前提とした、補助語の役割を果す国際的な言語 (IFRS) の構築を目指したほうがより現実的であるように思われる。

3) IASB のガバナンスについて

IASB は国際会計基準作りを担う国際機関としての地位を確立しつつあるが、

13) 棚卸資産の認識基準に LIFO や FIFO のような複数の基準が選択可能となっているように、同等な性質を持つ経済取引に複数の会計基準が存在する場合を論じる「弾力性」の指摘もあるが (徳賀 [2000] 122ページ)、本稿では、各国の経済環境の相違により、取引の形態が形式上同一とみなされても、実質上完全に同等とみなすことのできない取引に焦点を当てている。

理事会のメンバーが一部の先進国の代表のみで構成され、その他の国の活動が制約されるという点において IASB の「国際性」を十分に保証できるものとは言いがたい。IASB を構成する14人のうち、イギリスとアメリカのメンバーが7人 (50%)、EU とアメリカのメンバーが11人 (約79%)、EU のメンバーが6人 (約43%) を占め、発展途上国のメンバーは1人 (約7%) しかいないことからわかるように、IASB で EU とアメリカの影響力は強く、特にイギリスとアメリカのリーダーシップで運営され、発展途上国の発言力は極めて小さいものであると考えられる。

IFRS は上述した限界は有するものの、世界経済のさらなる発展と進化のために大いに貢献しうることとは否定できないであろう。IFRS の目的の設定や各国のローカルな基準との関係性においてより実現可能な方向を見つけることが今後の課題であるように思われる。

2 中国国内の経済環境による制約

IFRS を受入れられるかどうかは、証券市場の成熟度と密接な関係がある。中国の上場企業の9割は、国有企業を株式会社に組織変更して上場させたものであり、株式市場は一般投資家が購入可能な流通株 (A 株, B 株, H 株を指す。) と非流通株 (国家関連株, 従業員株等を指す。) に分けられ、流通株は3割しか占めないという特殊な構造をなしている。こうした資本構造のもとでは、企業に対する政府の関与は依然として強く、市場規律の十分な働きが妨げられることになる。また、流通株の投資家は零細な個人株主で構成され、機関投資家はまだ少ないのが現状である。たとえ企業が透明かつ高品質な会計情報の開示を行なったとしても、それを解釈する能力を持つ洗練された株主層がなければ、意味をなさない。個人投資家や証券アナリストの一般的な分析能力は、まだ不十分であるように思われる。

会計基準が有効に機能するには、証券市場の市場化以外にも、虚偽の会計情報の氾濫を防ぐためのコーポレート・ガバナンスの構築、高い専門性と職業倫

理を有する会計専門職業人の育成、法律の整備等多くの制度的環境要因が必要であると思われる。

中国会計準則委員会の秘書長及び国際会計基準委員会諮問委員会の委員であった馮淑萍氏は馮 [2004] で、中国の国際会計基準との調和化について次のような多段階的アプローチを提案している。「中国の会計実務を四つの種類に分類し、それぞれ異なる調和化戦略を取る。(1) 中国の経済事象と IFRS 上の経済事象が同等で、置かれている経済環境も同等である場合、中国は IFRS をそのまま適用する。(2) 中国の経済事象が IFRS 上の経済事象と形式上同等であるが、中国の特殊な経済環境により実質上は異なる場合、中国の現状に合った会計基準を設定する。(3) IFRS 上の会計事象が中国ではまだ現れていないあるいはこうした経済事象が発展の初期段階にある場合、こうした経済事象の発展を待ち、適切な時期が来た時にIFRSを適用する。(4) IFRS ではなく、中国の特殊性から生じる特殊な会計事象については、中国独自の会計基準を設定する。」(馮 [2004] 8ページ)

国際会計基準の限界と中国国内の経済環境による制約から、上述した中国のアプローチは有効であるように思われる。ただし、中国の特殊な環境要因に甘んじるのではなく、IFRS との差異を最小限に留めることによって、持続的な経済成長に資するべきであると思われる。また、国際会計基準の形成に中国もしくは発展途上国の考え方を反映させていくことも今後の課題であるように思われる。

V お わ り に

本稿では、中国における調和化の現状を会計基準と会計実務の両側面から考察し、また調和化へのアプローチ及び今後の課題について検討した。

発展途上にある中国では先進国の会計基準へのキャッチアップと国際会計基準への調和化が同時に行われているがゆえに、基準上の調和化はスムーズにかつ迅速に進行する部分があるが、先行の諸実証研究から国際会計基準の早期適

用を支持する経験的証拠が今のところ得られていないことがわかった。国際会計基準が比較可能性, 統一, 国際性といった側面において限界を有し, また中国も国際会計基準を完全に受入れる経済的環境が整っていないことから, 上述した多段階的アプローチは有効であるように思われる。今後, IFRS への調和化に積極的に取り組むだけでなく, IFRS の形成に中国もしくは発展途上国の考えが反映できるよう務めることが課題であるように思われる。

参考文献

【日本語文献】

- 石川純治 [2005] 「企業会計の今日的変容と全体整合性問題」『会計』第167巻第1号, 2005年1月, 28-39ページ。
- 薄井 彰 [2005] 「会計情報の価値関連性と信頼性について」『会計』第167巻第5号, 2005年5月, 654-669ページ。
- 小津稚加子 [2003] 「新興経済圏の会計研究序説——英米アプローチの相違」『会計』第163巻第1号, 2003年10月, 28-39ページ。
- 加藤 厚 [2002] 「IASB が目指す“会計基準の世界統一”と, 日本の対応」『会計』第161巻第3号, 2002年3月, 330-341ページ。
- 菊谷正人 [2003] 「『企業会計原則』と概念フレームワーク——国際的調和化における「企業会計原則」の将来——」『会計』第163巻第6号, 2003年6月, 27-40ページ。
- キム・イルソプ [2001] 「韓国における会計改革」『企業会計』第53巻第4号, 2001年4月, 104-110ページ。
- 倉田幸路 [2001] 「会計基準の国際的調和の動向と EU の会計戦略」『立教経済学研究』第54巻第4号, 2001年3月, 107-126ページ。
- 胡 丹 [2003] 「国際会計基準に基づく財務情報の価値関連性——上海証券取引所で上場した企業からの実証的証拠」『JAA 会計プロGRESS』第4号, 71-84ページ。
- 小宮山賢 [2004] 「『会計の国際的統合問題への日本の対応』へのコメント」『JAA 会計プロGRESS』第5号, 52-55ページ。
- 財団法人日本証券経済研究所 [2004] 『図説ヨーロッパの証券市場2004年版』財団法人日本証券経済研究所。
- 斉藤静樹 [2006] 「新会計基準と基準研究の課題」『企業会計』第58巻第1号, 2006年1月, 20-26ページ。
- 斉藤静樹 [2006] 「コンバージェンスの背景」『企業会計』第58号第5号, 2006年5

月, 70-73ページ。

桜井久勝編 [2005] 『テキスト国際会計基準第2版』白桃書房。

孫 美灵 [2004] 「移行期中国における企業会計制度の変遷——比較制度分析の視点に基づく検討——」『京都大学大学院経済学研究科モノグラフ』No. 200406038。

辻山栄子 [2002] 「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」『会計』第161巻第3号, 2002年3月, 342-354ページ。

—— [2004] 「資本市場のグローバル化と会計基準の国際化をめぐる」『JAA 会計プロGRESS』第5号, 3-15ページ。

津守常弘教授還暦・退官記念著作編集委員会編 [1999] 『現代会計の国際的動向と展望』九州大学出版会。

徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論——相違と調和』中央経済社。

—— [2002] 「有価証券の全面公正価値評価と比較可能性」『JICPA ジャーナル』第562号, 2002年5月, 50-55ページ。

—— [2004] 「会計基準の国際的統合と日本の対応戦略」『JAA 会計プロGRESS』第5号, 2004年, 37-48ページ。

日本公認会計士委員会国際委員会翻訳 [2001] 『国際会計基準審議会 (IASB) 編 国際会計基準書』同文館出版。

野村健太郎 [1992] 「国際会計の必要性」『商大論集』第44巻第2号, 1992年9月, 115-124ページ。

山地秀俊 [1998] 「会計制度の国際比較」『JICPA ジャーナル』第10巻第3号, 1998年3月, 79-85ページ。

平松一夫 [1994] 『国際会計の新動向——会計・開示基準の国際的調和化』中央経済社。

—— [2002] 「会計基準と基準設定の国際的調和化をめぐる諸問題」『会計』第161巻第3号, 2002年3月, 319-329ページ。

藤井秀樹 [2002] 「会計基準設定の現代的特徴と会計研究の役割」『会計』第162巻第2号, 2002年2月, 208-219ページ。

—— [2002] 「英米型会計規則の信念としての意思決定有用性アプローチ——我が国はそれとどう付きあうべきか」『JICPA ジャーナル』第565号, 2002年8月, 21-27ページ。

—— [2003] 「会計基準の調和化をめぐる国際的動向と日本の調和化戦略」『会計』第163巻第2号, 2003年2月, 177-195ページ。

山田辰巳 [2002] 「会計基準の国際化の現状と課題」『企業会計』第54巻第1号, 2002年1月, 43-49ページ。

米山正樹 [2005] 「会計基準の変化と基礎概念」『会計』第167巻第1号, 2005年1月,

14-27ページ。

【中国語文献】

陳 瑜 [2004] 厦門大学博士学位論文『我国会計準則国際協調研究——歷程及对策』。

成思危等 [2005] 『中国金融改革与發展論壇』中国经济出版社。

馮 淑萍 [2001] 「関与中国会計標準の国際化問題」『会計研究』2001年11月, 3-8ページ。

—— [2004] 「中国对于国際会計協調の基本態度与所面臨の問題」『会計研究』2004年1月, 3-7ページ。

馮淑萍・応唯 [2005] 「我国会計標準建設与国際協調」『会計研究』2005年1月, 3-8ページ。

黄 海玉 [2003] 『從我国的 B 株市場透視会計準則の国際化問題』厦門大学博士学位論文。

劉 玉廷 [2005] 「会計準則也需量身定做」(<http://www.e521.com>), 2006年5月25日付。

汪祥耀・邓 川等 [2005] 『国际会计准则与财务报告准则——研究与比较』第二版立信会计出版社。

叶 建芳 [2003] 『我国会計準則与国際会計準則 (IFRS) の比較研究』上海财经大学博士学位論文。

中国金融学会編 [2001] 『中国金融年鑑2001』中国金融出版社。

—— [2005] 『中国金融年鑑2005』中国金融出版社。

中国证券监督管理委员会編 [2005] 『中国证券期貨統計年鑑2005』百家出版社。

中華人民共和国財政部 [2006] 『企業会計準則2006』経済科学出版社。

中華人民共和国財政部会計準則委員会翻訳 [2003] 『国際会計準則2002』中国財政経済出版社。

中国財政部 HP: <http://www.casc.gov.cn>。

中華財会網: <http://www.e521.com>。

【英語文献】

Barth, M.E., Beaver, W.H. & Landsman, W.R. [2001] “The Relevance of the Value Relevance for Financial Accounting Standard Setting: Another View,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 31, No. 1, pp. 77-104.

Bao, B.H. & Chow, L. [1999] “The Usefulness of Earnings and Book Value for Equity Valuation in Emerging Capital Markets: Evidence from Listed Com-

- panies in the People's Republic of China," *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 10, No. 2, pp. 85-104.
- Chen, J., Gul, F. A. & Su, X. [1999] "A Comparison of Reported Earnings under Chinese GAAP vs. IAS: Evidence from the Shanghai Stock Exchange," *Accounting Horizons*, Vol. 13, No. 2, pp. 91-111.
- Chen, J., Chen, S. & Su, X. [2001] "Is Accounting Information Value-relevant in the Emerging Chinese Stock Market?," *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, Vol. 10, No. 1, pp. 1-22.
- Chen, S., Sun, Z., & Wang, Y. [2002] "Evidence from China on whether Harmonized Accounting Standards Harmonize Accounting Practices," *Accounting Horizons*, Vol. 16, No. 3, pp. 183-197.
- Ernst & Young: International Accounting Standards Committee Foundation [2005] *IFRS/US GAAP Comparison*, 3rd Edition.
- Fung, H., Lee, W. & Leung, W. K. [2000] "Segmentation of the A and B-share Chinese Equity Markets," *The Journal of Financial Research*, Vol. 13, No. 2, pp. 179-195.
- Friedmann, R. & Sanddord-Kohle, W. G. [2002] "Volatility Clustering and Nontrading Days in Chinese Stock Markets," *Journal of Economics & Business*, Vol. 54, No. 2, pp. 193-21.
- Holthausen, R. W. & Watts, R. L. [2001] "The Relevance of the Value Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 31, No. 1, pp. 3-75.
- Lin, Z. J. & Chen, F. [2005] "Value Relevance of International Accounting Standards Harmonization: Evidence from A and B-share Markets in China," *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, Vol. 14, No. 2, pp. 79-103.
- Lin, Z. J., Chen, F & Tang, Q. [2001] "An Empirical Evaluation of the New System of Business Accounting in China," *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, Vol. 10, No. 1, pp. 23-49.
- Mueller, Gerhard G., Gernon, Helen & Meek, Gary K. [1994] *Accounting: an International Perspective*, 4/E, McGraw-Hill Companies, Inc (野村健太郎・平松一夫監訳 [1999] 『国際会計入門』第4版, 中央経済社.)
- Deloitte Touche Tohmatsu (<http://iasplus.com/standards/standard.htm>) 2006年6月2日付。
- GAAP Convergence 2002 (<http://www.iasplus.com/resource/gaap2002.pdf>) 2006年6月2日付。

IASB の HP (<http://www.iasb.org/standards/summaries.asp>) 2006年6月2日付。

【韓国語文献】

Jungkook Kim, Jumsik Moon, Chungwoo Suh [2004] 「会計基準の国際化のための韓国における能動的戦略」『会計ジャーナル』第13巻第3号, 87-117ページ。

キム・グァンス [2004] 「国際会計基準 (IAS) の発展」『経営科学研究』第30輯, 1-20ページ。

Woon Oh Jung [2005] 「経済体制の変更後の中国の資本市場と会計制度の発展」『会計ジャーナル』第14巻第3号, 2005年9月, 123-149ページ。

イ・ゾンテ [1997] 「国際会計基準の導入における問題点」『慶星大学校論文集』第18輯第1巻, 617-637ページ。

Youn, Youn Suk [1997] 「国際会計基と企業会計基準の比較研究」『人文社会科学論文集』第26輯, 87-100ページ。